

事務・権限移譲等検討シート

出先機関名：経済産業局 No. 28

事務・権限移譲等検討シート（個票）

事務・権限名 消費生活用製品安全法に基づく消費生活用製品の製造・輸入業者への立入検査等の事務

事務・権限の概要

○目的：消費生活用製品安全法に基づく消費生活用製品の製造・輸入業者への立入検査等の事務は、消費生活用製品による一般消費者の生命・身体への危害の防止及び製品事故に関する情報の収集・提供等を通じた一般消費者の利益の保護を目的とする。

○根拠法令：消費生活用製品安全法

○経済産業局の具体的な業務内容：技術基準に適合しない製品の流通を防止するため、製造・輸入事業者等に対して、届出の受理、報告徴収、立入検査、製品提出命令、違反事業者への改善命令、技術基準不適合品に係る表示禁止命令等を実施

予算の状況（単位：百万円） —

関係職員数 122人の内数（平成25年度末）
 （北海道局8人の内数、東北局10人の内数、関東局18人の内数、中部局19人の内数、近畿局28人の内数、中国局12人の内数、四国局9人の内数、九州局18人の内数）

事務量（アウトプット）

（北海道局）					
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
届出の受理等	0	3	0	1	3
報告徴収・立入検査・製品提出命令	0	0	0	0	0
改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0

（東北局）					
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
届出の受理等	1	3	0	3	3
報告徴収・立入検査・製品提出命令	0	0	0	0	0
改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0

（関東局）					
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
届出の受理等	312	323	322	337	284
報告徴収・立入検査・製品提出命令	2	1	3	0	1
改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0

（中部局）					
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
届出の受理等	21	34	17	19	21
報告徴収・立入検査・製品提出命令	0	1	2	3	1
改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0

（近畿局）					
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
届出の受理等	32	26	33	32	26
報告徴収・立入検査・製品提出命令	0	2	0	0	1
改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0

（中国局）					
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
届出の受理等	2	11	6	7	4

	<table border="1"> <tr> <td>報告徴収・立入検査・製品提出命令</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>改善命令、表示禁止命令の執行</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </table>	報告徴収・立入検査・製品提出命令	0	0	3	0	0	改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0												
報告徴収・立入検査・製品提出命令	0	0	3	0	0																				
改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0																				
	<p>(四国局)</p> <table border="1"> <tr> <td>業務指標</td> <td>20年度</td> <td>21年度</td> <td>22年度</td> <td>23年度</td> <td>24年度</td> </tr> <tr> <td>届出の受理等</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>報告徴収・立入検査・製品提出命令</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>改善命令、表示禁止命令の執行</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </table>	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	届出の受理等	1	0	1	0	2	報告徴収・立入検査・製品提出命令	0	0	0	0	0	改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																				
届出の受理等	1	0	1	0	2																				
報告徴収・立入検査・製品提出命令	0	0	0	0	0																				
改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0																				
	<p>(九州局)</p> <table border="1"> <tr> <td>業務指標</td> <td>20年度</td> <td>21年度</td> <td>22年度</td> <td>23年度</td> <td>24年度</td> </tr> <tr> <td>届出の受理等</td> <td>3</td> <td>10</td> <td>4</td> <td>7</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>報告徴収・立入検査・製品提出命令</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>改善命令、表示禁止命令の執行</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </table>	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	届出の受理等	3	10	4	7	8	報告徴収・立入検査・製品提出命令	0	2	1	0	1	改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																				
届出の受理等	3	10	4	7	8																				
報告徴収・立入検査・製品提出命令	0	2	1	0	1																				
改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0																				
地方側の意見	—																								
その他各方面の意見	—																								
平成 21 年工程表における見直しの内容	消費生活用製品等の安全確保に関する事務 家庭用品の品質表示に関し、一の都道府県内にのみ事業所等がある製造業者等に対する報告徴収、立入検査の権限を、都道府県に付与する。																								
平成 21 年工程表決定又は平成 22 年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	—																								
その他既往の政府方針等	—																								
検討結果（事務・権限の区分）	<p>(区分の理由等)</p> <p>消費生活用製品安全法の執行を都道府県の事務とすることにより、都道府県間で事業者への対応の違いが生じれば、全国的に均一な規制（検査、処分等）ができなくなり、</p> <p>(イ) 違反事業者が規制の緩い地域へ集中する、</p> <p>(ロ) 同一製品による事故が都道府県を跨って生じた場合に適切な対応ができない、</p> <p>といった事態が増加。一部の都道府県における安全水準が下がり、消費者の生命や財産の被害を伴う製品事故が生じる可能性があり、国全体での均一・公平な安全対策が図れなくなる。このため、製品安全に係る規制は国内で統一的に運用される必要がある。</p> <p>消費生活用製品の流通は単一都道府県に閉じるものではないため、技術基準不適合品の販売が判明した場合、当該製品が、一つの都道府県内のみで販売されている可能性は低い。製品事故が生じた場合、事故が発生した場所と製造・輸入事業者の事務所・事業所等の所在地が同じである可能性も低い。国内のすべての消費者の生命や財産に危害を与えないようにするには、違反对応（違反事業者への改善命令や技術基準不適合品に係る表示禁止命令、及びそれらに伴う事実検証や改善指導等）を迅速かつ全国一律に行うことが必要。</p> <p>また、消費生活用製品安全法の執行にあたっては、同法の規制スキームに加え、石油燃焼機器、浴室用温水循環器、ライター等、多様な規制対象製品の技術基準等に深い知見を持ち、不適合製品に対して適切な改善指導を行う必要がある。各局とも少人数の習熟した担当者が対応しているところ、各都道府県で執行を行うためには、それぞれの都道府県が一定数の担当者を育成し、それぞれ配置することが必要であり、非効率である。</p> <p>なお、規制をより機動的に執行するため、一の都道府県内にのみ事務所・事業所等が存在する製造業者・輸入業者への報告徴収及び立入検査の権限を、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県にも付与（並行権限）することを検討。</p>																								
<p>A-a ※一の都道府県内にのみ事務所・事業所等が存在する製造業者・輸入業者への報告徴収・立入検査について、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県への権限付与（並行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施。</p> <p>C ※上記以外のもの</p> <p>(参考) 平成 22 年の検討結果 A-a ※一の都道府県内にのみ事務所・事業所等が存在する製造業者・輸入業者への</p>																									

<p>報告徴収・立入検査について、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県への権限付与（並行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施。 C-c ※上記以外のもの</p>	
<p>備考</p>	<p>当該業務の移譲に当たっては、全国一律の安全対策を確保する理由から、出先機関においても引き続き事務・権限を実施することを条件（前提）とする。</p>

事務・権限移譲等検討シート

出先機関名：経済産業局

No. 29

事務・権限移譲等検討シート（個票）

事務・権限名	電気用品安全法に基づく電気用品の製造・輸入業者への立入検査等の事務					
事務・権限の概要	<p>○目的：電気用品安全法に基づく電気用品の製造・輸入業者への立入検査等の事務は、電気用品による製造、販売等を規制すると共に電気用品による危険及び障害の発生の防止を目的とする。</p> <p>○根拠法令：電気用品安全法</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容：技術基準に適合しない製品の流通を防止するため、製造・輸入事業者等に対して、届出の受理、報告徴収、立入検査、製品提出命令、違反事業者への改善命令、技術基準不適合品に係る表示禁止命令等を実施</p>					
予算の状況 (単位:百万円)	—					
関係職員数	122人の内数（平成25年度末） （北海道局8人の内数、東北局10人の内数、関東局18人の内数、中部局19人の内数、近畿局28人の内数、中国局12人の内数、四国局9人の内数、九州局18人の内数）					
事務量（アウトプット）	（北海道局）					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	届出の受理等	30	33	33	32	29
	報告徴収・立入検査・製品提出命令	0	0	0	0	0
	改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0
	（東北局）					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	届出の受理等	138	140	109	158	161
	報告徴収・立入検査・製品提出命令	2	5	5	0	0
	改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0
	（関東局）					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	届出の受理等	3067	3146	3015	3228	3631
	報告徴収・立入検査・製品提出命令	44	53	51	52	43
	改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0
	（中部局）					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	届出の受理等	407	459	442	438	524
	報告徴収・立入検査・製品提出命令	9	17	7	14	13
	改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0
	（近畿局）					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	届出の受理等	979	948	811	1051	1308
	報告徴収・立入検査・製品提出命令	0	0	0	0	0
改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0	
（中国局）						
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
届出の受理等	151	134	123	149	187	
報告徴収・立入検査・製品提出命令	2	0	0	0	0	
改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0	

	<p>(四国局)</p> <table border="1" data-bbox="411 219 1417 336"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>届出の受理等</td> <td>49</td> <td>31</td> <td>41</td> <td>45</td> <td>71</td> </tr> <tr> <td>報告徴収・立入検査・製品提出命令</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>改善命令、表示禁止命令の執行</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(九州局)</p> <table border="1" data-bbox="411 387 1417 504"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>届出の受理等</td> <td>164</td> <td>161</td> <td>195</td> <td>220</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td>報告徴収・立入検査・製品提出命令</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>改善命令、表示禁止命令の執行</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	届出の受理等	49	31	41	45	71	報告徴収・立入検査・製品提出命令	4	3	2	2	1	改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	届出の受理等	164	161	195	220	250	報告徴収・立入検査・製品提出命令	1	1	0	0	0	改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																												
届出の受理等	49	31	41	45	71																																												
報告徴収・立入検査・製品提出命令	4	3	2	2	1																																												
改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0																																												
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																												
届出の受理等	164	161	195	220	250																																												
報告徴収・立入検査・製品提出命令	1	1	0	0	0																																												
改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0																																												
地方側の意見	-																																																
その他各方面の意見	-																																																
平成 21 年工程表における見直しの内容	消費生活用製品等の安全確保に関する事務 家庭用品の品質表示に関し、一の都道府県内にのみ事業所等がある製造業者等に対する報告徴収、立入検査の権限を、都道府県に付与する。																																																
平成 21 年工程表決定又は平成 22 年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	-																																																
その他既往の政府方針等	-																																																
<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>A-a ※一の都道府県内にのみ事務所・事業所等が存在する製造業者・輸入業者への報告徴収・立入検査について、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県への権限付与（並行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施。</p> <p>C ※上記以外のもの</p> </div> <p>(参考) 平成 22 年の検討結果 A-a ※一の都道府県内にのみ事務所・事業所が存在する製造業者・輸入業者への</p>	<p>(区分の理由等)</p> <p>電気用品安全法の執行を都道府県の事務とすることにより、都道府県間で事業者への対応の違いが生じれば、全国的に均一な規制（検査、処分等）ができなくなり、</p> <p>(イ) 違反事業者が規制の緩い地域へ集中する、</p> <p>(ロ) 同一製品による事故が都道府県を跨って生じた場合に適切な対応ができない、といった事態が増加。一部の都道府県における安全水準が下がり、消費者の生命や財産の被害を伴う製品事故が生じる可能性があり、国全体での均一・公平な安全対策が図れなくなる。このため、製品安全に係る規制は国内で統一的に運用される必要がある。</p> <p>電気用品の流通は単一都道府県に閉じるものではないため、技術基準不適合品の販売が判明した場合、当該製品が、一つの都道府県内のみで販売されている可能性は低い。製品事故が生じた場合、事故が発生した場所と製造・輸入事業者の事務所・事業所等の所在地が同じである可能性も低い。低く、国内のすべての消費者の生命や財産に危害を与えないようにするには、違反対応（違反事業者への改善命令や技術基準不適合品に係る表示禁止命令、及びそれらに伴う事実検証や改善指導等）を迅速かつ全国一律に行うことが必要。</p> <p>また、電気用品安全法の執行に当たっては、同法の規制スキームに加え、特定電気用品及び特定以外の電気用品を合わせ 500 近い規制対象製品の技術基準等に深い知見を持ち、不適合製品に対して適切な改善指導を行う必要がある。なお、各局とも少人数の習熟した担当者が対応しているところ、各都道府県で執行を行うためには、それぞれの都道府県が一定数の担当者を配置することが必要であり、非効率である。</p> <p>なお、規制をより機動的に執行するため、一の都道府県内にのみ事務所・事業所等が存在する製造業者・輸入業者への報告徴収及び立入検査の権限を、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県にも付与（並行権限）することを検討。</p>																																																

<p>報告徴収・立入検査について、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県への権限付与（並行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施。 C-c ※上記以外のもの</p>	
<p>備考</p>	<p>当該業務の移譲に当たっては、全国一律の安全対策を確保する理由から、出先機関においても引き続き事務・権限を実施することを条件（前提）とする。</p>

事務・権限移譲等検討シート

出先機関名：経済産業局	No. 30
-------------	--------

事務・権限移譲等検討シート（個票）

事務・権限名	ガス事業法に基づくガス用品の製造・輸入業者への立入検査等の事務					
事務・権限の概要	<p>○目的：ガス事業法に基づくガス用品の製造・輸入業者への立入検査等の事務は、ガスの使用者の利益を保護し、ガス用品の製造及び販売を規制して公共の安全を確保することを目的とする。</p> <p>○根拠法令：ガス事業法</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容：技術基準に適合しない製品の流通を防止するため、製造・輸入事業者等に対して、届出の受理、報告徴収、立入検査、製品提出命令、改善命令、表示の禁止等</p>					
予算の状況 (単位:百万円)	—					
関係職員数	122人の内数（平成25年度末） （北海道局8人の内数，東北局10人の内数，関東局18人の内数，中部局19人の内数、近畿局28人の内数、中国局12人の内数、四国局9人の内数、九州局18人の内数）					
事務量（アウトプット）	（北海道局）					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	届出の受理等	0	0	0	0	1
	報告徴収・立入検査・製品提出命令	0	0	0	0	0
	改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0
	（東北局）					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	届出の受理等	0	0	1	0	0
	報告徴収・立入検査・製品提出命令	0	0	0	0	0
	改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0
	（関東局）					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	届出の受理等	47	46	71	67	68
	報告徴収・立入検査・製品提出命令	0	0	0	0	0
	改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0
	（中部局）					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	届出の受理等	18	64	60	57	58
	報告徴収・立入検査・製品提出命令	0	0	0	0	0
	改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0
	（近畿局）					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	届出の受理等	8	5	7	3	1
	報告徴収・立入検査・製品提出命令	0	0	0	0	0
改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0	
（中国局）						
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
届出の受理等	0	0	0	0	1	
報告徴収・立入検査・製品提出命令	0	0	0	0	0	
改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0	

	<p>(四国局)</p> <table border="1" data-bbox="411 219 1417 336"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>届出の受理等</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>報告徴収・立入検査・製品提出命令</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>改善命令、表示禁止命令の執行</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(九州局)</p> <table border="1" data-bbox="411 387 1417 504"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>届出の受理等</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>17</td> <td>11</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>報告徴収・立入検査・製品提出命令</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>改善命令、表示禁止命令の執行</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	届出の受理等	0	0	0	0	0	報告徴収・立入検査・製品提出命令	0	0	0	0	0	改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	届出の受理等	1	1	17	11	18	報告徴収・立入検査・製品提出命令	0	0	0	0	0	改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																												
届出の受理等	0	0	0	0	0																																												
報告徴収・立入検査・製品提出命令	0	0	0	0	0																																												
改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0																																												
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																												
届出の受理等	1	1	17	11	18																																												
報告徴収・立入検査・製品提出命令	0	0	0	0	0																																												
改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0																																												
地方側の意見	-																																																
その他各方面の意見	-																																																
平成 21 年工程表における見直しの内容	消費生活用製品等の安全確保に関する事務 家庭用品の品質表示に関し、一の都道府県内にのみ事業所等がある製造業者等に対する報告徴収、立入検査の権限を、都道府県に付与する。																																																
平成 21 年工程表決定又は平成 22 年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	-																																																
その他既往の政府方針等	-																																																
<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>A-a ※一の都道府県内にのみ事務所・事業所等が存在する製造業者・輸入業者への報告徴収・立入検査について、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県への権限付与（並行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施。</p> <p>C ※上記以外のもの</p> </div> <p>(参考) 平成 22 年の検討結果 A-a ※一の都道府県内にのみ事務所・事業所が存在する製造業者・輸入業者への</p>	<p>(区分の理由等)</p> <p>ガス事業法の執行を都道府県の事務とすることにより、都道府県間で事業者への対応の違いが生じれば、全国的に均一な規制（検査、処分等）ができなくなり、</p> <p>(イ) 違反事業者が規制の緩い地域へ集中する、</p> <p>(ロ) 同一製品による事故が都道府県を跨って生じた場合に適切な対応ができない、</p> <p>といった事態が増加。一部の都道府県における安全水準が下がり、消費者の生命や財産の被害を伴う製品事故が生じる可能性があり、国全体での均一・公平な安全対策が図れなくなる。このため、製品安全に係る規制は国内で統一的に運用される必要がある。</p> <p>ガス用品の流通は単一都道府県に閉じるものではないため、技術基準不適合品の販売が判明した場合、当該製品が、一つの都道府県内のみで販売されている可能性は低い。製品事故が生じた場合、事故が発生した場所と製造・輸入事業者の事務所・事業所等の所在地が同じである可能性も低い。例えば、ガス燃焼機器は北日本で多く使われるが、製造工場の多くは中部地方等、必ずしも主たる消費地区ではない範囲に位置している。国内のすべての消費者の生命や財産に危害を与えないようにするには、違反对応（違反事業者への改善命令や技術基準不適合品に係る表示禁止命令、及びそれらに伴う事実検証や改善指導等）を迅速かつ全国一律に行うことが必要。</p> <p>また、ガス事業法の執行にあたっては、同法の規制スキームに加え、ガストープやふろがま等の規制対象製品の技術基準等に深い知見を持ち、不適合製品に対して適切な改善指導を行う必要がある。なお、各局とも少人数の習熟した担当者が対応しているところ、各都道府県で執行を行うためには、それぞれの都道府県が一定数の担当者を育成し、それぞれ配置することが必要であり、是非効率である。</p> <p>なお、規制をより機動的に執行するため、一の都道府県内にのみ事務所・事業所等が存在する製造業者・輸入業者への報告徴収及び立入検査の権限を、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県にも付与（並行権限）することを検討。</p>																																																

<p>報告徴収・立入検査について、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県への権限付与（並行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施。 C-c ※上記以外のもの</p>	
<p>備考</p>	<p>当該業務の移譲に当たっては、全国一律の安全対策を確保する理由から、出先機関においても引き続き事務・権限を実施することを条件（前提）とする。</p>

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：経済産業局	No. 31			
事務・権限移譲等検討シート（個票）						
事務・権限名	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく液化石油ガス器具等の製造・輸入業者への立入検査等の事務					
事務・権限の概要	<p>○目的：液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく液化石油ガス器具等の製造・輸入業者への立入検査等の事務は、液化石油ガス器具等の製造及び一般消費者等への販売等を規制することにより、液化石油ガスによる事故・災害を防止し、公共の福祉を増進することを目的とする。</p> <p>○根拠法令：液化石油の保安の確保及び取引の適正化に関する法律</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容：技術基準に適合しない製品の流通を防止するため、製造・輸入事業者等に対して、届出の受理、報告徴収、立入検査、製品提出命令、違反事業者への改善命令、技術基準不適合品に係る表示禁止命令等を実施</p>					
予算の状況 (単位:百万円)	—					
関係職員数	122人の内数（平成25年度末） （北海道局8人の内数、東北局10人の内数、関東局18人の内数、中部局19人の内数、近畿局28人の内数、中国局12人の内数、四国局9人の内数、九州局18人の内数）					
事務量（アウトプット）	（北海道局）					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	届出の受理等	0	1	0	0	1
	報告徴収・立入検査・製品提出命令 改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0
	（東北局）					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	届出の受理等	4	1	2	1	4
	報告徴収・立入検査・製品提出命令 改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0
	（関東局）					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	届出の受理等	80	98	131	114	123
	報告徴収・立入検査・製品提出命令 改善命令、表示禁止命令の執行	0	1	1	0	0
	（中部局）					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	届出の受理等	22	77	77	79	81
	報告徴収・立入検査・製品提出命令 改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0
	（近畿局）					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	届出の受理等	10	12	11	22	17
	報告徴収・立入検査・製品提出命令 改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0
	（中国局）					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度

	届出の受理等	0	0	0	0	0
	報告徴収・立入検査・製品提出命令	0	0	0	0	0
	改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0
	(四国局)					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	届出の受理等	0	0	1	1	1
	報告徴収・立入検査・製品提出命令	1	0	0	0	0
	改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0
	(九州局)					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	届出の受理等	1	1	21	12	15
	報告徴収・立入検査・製品提出命令	0	0	0	0	0
	改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0
地方側の意見	-					
その他各方面の意見	-					
平成 21 年工程表における見直しの内容	消費生活用製品等の安全確保に関する事務 家庭用品の品質表示に関し、一の都道府県内にのみ事業所等がある製造業者等に対する報告徴収、立入検査の権限を、都道府県に付与する。					
平成 21 年工程表決定又は平成 22 年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	-					
その他既往の政府方針等	-					
検討結果（事務・権限の区分）	(区分の理由等)					
A-a ※一の都道府県内にのみ事務所・事業所等が存在する製造業者・輸入業者への報告徴収・立入検査について、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県への権限付与（並行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施。	<p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の執行を都道府県の事務とすることにより、都道府県間で事業者への対応の違いが生じれば、全国的に均一な規制（検査、処分等）ができなくなり、</p> <p>(イ) 違反事業者が規制の緩い地域へ集中する、</p> <p>(ロ) 同一製品による事故が都道府県を跨って生じた場合に適切な対応ができない、</p> <p>といった事態が増加。一部の都道府県における安全水準が下がり、消費者の生命や財産の被害を伴う製品事故が生じる可能性があり、国全体での均一・公平な安全対策が図れなくなる。このため、製品安全に係る規制は国内で統一的に運用される必要がある。</p> <p>液化石油ガス器具等の流通は単一都道府県に閉じるものではないため、技術基準不適合品の販売が判明した場合、当該製品が、一つの都道府県内のみで販売されている可能性は低い。製品事故が生じた場合、事故が発生した場所と製造・輸入事業者の事務所・事業所等の所在地が同じである可能性も低い。例えば、液化石油ガス燃焼機器は北日本で多く使われるが、製造工場の多くは中部地方等、必ずしも主たる消費地区ではない範囲に位置している。国内のすべての消費者の生命や財産に危害を与えないようにするには、違反对応（違反事業者への改善命令や技術基準不適合品に係る表示禁止命令、及びそれらに伴う事実検証や改善指導等）を迅速かつ全国一律に行うことが必要。</p>					
C ※上記以外のもの	<p>また、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の執行に当たっては、同法の規制スキームに加え、液化石油ガスに係る燃焼機器から供給機器まで、規制対象製品の技術基準等に深い知見を持ち、不適合製品に対して適切な改善指導を行う必要がある。各局とも少人数の担当者で対応しているところ、各都道府県で執行を行うためには、それぞれの都道府県が一定数の担当者を配置することは必要であり、非効率である。</p>					
(参考) 平成 22 年の検討結果 A-a ※一の都道府県内にのみ事務所・事						

<p>業所が存在する製造業者・輸入業者への報告徴収・立入検査について、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県への権限付与（並行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施。 C-c ※上記以外のもの</p>	<p>なお、規制をより機動的に執行するため、一の都道府県内にのみ事務所・事業所等が存在する製造業者・輸入業者への報告徴収及び立入検査の権限を、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県にも付与（並行権限）することを検討。</p>
<p>備考</p>	<p>当該業務の移譲に当たっては、全国一律の安全対策を確保する理由から、出先機関においても引き続き事務・権限を実施することを条件（前提）とする。</p>

事務・権限移譲等検討シート

出先機関名：経済産業局 No. 32

事務・権限移譲等検討シート（個票）

事務・権限名	家庭用品品質表示法に基づく家庭用品の製造・販売・表示業者への立入検査等の事務																																																																																																																																														
事務・権限の概要	<p>○目的：家庭用品品質表示法に基づく家庭用品の製造・販売・表示業者への立入検査等の事務は、家庭用品の品質に関する表示の適正化を図り、一般消費者の利益を保護することを目的とする。</p> <p>○根拠法令：家庭用品品質表示法</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容：表示基準に適合しない製品の流通を防止するため、製造・販売（卸売業者）・表示事業者の不適正表示の申出受理及び調査、製造・販売（卸売業者）に対する報告徴収・立入検査・指示等を行う。</p>																																																																																																																																														
予算の状況 (単位:百万円)	—																																																																																																																																														
関係職員数	122人の内数（平成25年度末） （北海道局8人の内数、東北局10人の内数、関東局18人の内数、中部局19人の内数、近畿局28人の内数、中国局12人の内数、四国局9人の内数、九州局18人の内数）																																																																																																																																														
事務量（アウトプット）	（北海道局） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指示、公表</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>申出受理、調査</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>報告徴収・立入検査</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 10px;">（東北局）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指示、公表</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>申出受理、調査</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>報告徴収・立入検査</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 10px;">（関東局）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指示、公表</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>申出受理、調査</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>報告徴収・立入検査</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 10px;">（中部局）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指示、公表</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>申出受理、調査</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>報告徴収・立入検査</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 10px;">（近畿局）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指示、公表</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>申出受理、調査</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>報告徴収・立入検査</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 10px;">（中国局）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指示、公表</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>申出受理、調査</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>					業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	指示、公表	0	0	0	0	0	申出受理、調査	0	0	0	0	0	報告徴収・立入検査	0	0	0	0	0	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	指示、公表	0	0	0	0	0	申出受理、調査	0	0	0	0	0	報告徴収・立入検査	0	0	0	0	0	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	指示、公表	0	0	0	0	0	申出受理、調査	0	0	0	0	0	報告徴収・立入検査	0	0	0	0	0	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	指示、公表	0	0	0	1	0	申出受理、調査	0	0	0	0	0	報告徴収・立入検査	0	0	0	0	0	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	指示、公表	2	0	0	0	0	申出受理、調査	0	0	0	0	0	報告徴収・立入検査	0	0	0	0	0	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	指示、公表	0	0	0	0	0	申出受理、調査	0	0	0	0	0
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																																																																																																																										
指示、公表	0	0	0	0	0																																																																																																																																										
申出受理、調査	0	0	0	0	0																																																																																																																																										
報告徴収・立入検査	0	0	0	0	0																																																																																																																																										
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																																																																																																																										
指示、公表	0	0	0	0	0																																																																																																																																										
申出受理、調査	0	0	0	0	0																																																																																																																																										
報告徴収・立入検査	0	0	0	0	0																																																																																																																																										
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																																																																																																																										
指示、公表	0	0	0	0	0																																																																																																																																										
申出受理、調査	0	0	0	0	0																																																																																																																																										
報告徴収・立入検査	0	0	0	0	0																																																																																																																																										
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																																																																																																																										
指示、公表	0	0	0	1	0																																																																																																																																										
申出受理、調査	0	0	0	0	0																																																																																																																																										
報告徴収・立入検査	0	0	0	0	0																																																																																																																																										
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																																																																																																																										
指示、公表	2	0	0	0	0																																																																																																																																										
申出受理、調査	0	0	0	0	0																																																																																																																																										
報告徴収・立入検査	0	0	0	0	0																																																																																																																																										
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																																																																																																																										
指示、公表	0	0	0	0	0																																																																																																																																										
申出受理、調査	0	0	0	0	0																																																																																																																																										

	報告徴収・立入検査	0	0	0	0	0
	(四国局)					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	指示、公表	0	0	0	0	0
	申出受理、調査	0	0	0	0	0
	報告徴収・立入検査	0	0	0	0	0
	(九州局)					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	指示、公表	0	0	0	0	0
	申出受理、調査	0	0	0	0	0
	報告徴収・立入検査	0	0	0	0	0
地方側の意見	—					
その他各方面の意見	—					
平成 21 年工程表における見直しの内容	消費生活用製品等の安全確保に関する事務 家庭用品の品質表示に関し、一の都道府県内にのみ事業所等がある製造業者等に対する報告徴収、立入検査の権限を、都道府県に付与する。					
平成 21 年工程表決定又は平成 22 年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	—					
その他既往の政府方針等	—					
検討結果（事務・権限の区分）	(区分の理由等) 家庭用品品質表示法の執行を都道府県の事務にすることにより、都道府県間で事業者への対応の違いが生じれば、全国的に均一な規制（検査、処分等）ができなくなり、 （イ）違反事業者が規制の緩い地域へ集中する、 （ロ）同一製品による事故が都道府県を跨って生じた場合に適切な対応ができない、 といった事態が増加。一部の都道府県における品質表示が適切に行われなくなることで、家庭用品の表示に混乱が生じし、国全体での均一・公平な品質表示が図れなくなる。このため、家庭用品の品質表示に係る規制は国内で統一的に運用去れる必要がある。 家庭用品の流通は単一都道府県に閉じるものではないため、品質に関する表示の不正が判明した場合、当該製品が、一つの都道府県内のみで販売されている可能性は低い。国内のすべての消費者の生命や財産に危害を与えないようにするには、違反对応（製造・販売（卸売業者）に対する報告徴収・立入検査・指示等）を迅速かつ全国一律に行うことが必要。 また、家庭用品品質表示法の執行に当たっては、同法の規制スキームに加え、繊維製品、合成樹脂加工品、電気機械器具、雑貨工業品といった多様な規制対象製品の表示項目について詳細な知見を持ち、不適合製品に対して適切な改善指導を行う必要がある。各局とも少人数の習熟した担当者で対応しているところ、各都道府県で執行を行うためには、それぞれの都道府県が一定数の担当者を育成し、それぞれ配置することが必要であり、は非効率である。 なお、規制をより機動的に執行するため、一の都道府県内にのみ事務所・事業所等が存在する製造業者・表示業者・販売業者（事業者届出への報告徴収及び立入検査の権限を、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県にも付与（並行権限）することを検討。					
A-a ※一の都道府県内にのみ事務所・事業所等が存在する製造業者・輸入業者への報告徴収・立入検査について、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県への権限付与（並行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施。						
C ※上記以外のもの						
(参考) 平成 22 年の検討結果 A-a ※一の都道府県内にのみ事務所・事業所が存在する製造業者・輸入業者への						

<p>報告徴収・立入検査について、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県への権限付与（並行権限）を検討。 C-c ※上記以外のもの</p>	
<p>備考</p>	<p>当該業務の移譲に当たっては、全国一律の安全対策を確保する理由から、出先機関においても引き続き事務・権限を実施することを条件（前提）とする。</p>

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：経済産業局	No. 33			
事務・権限移譲等検討シート（個票）						
事務・権限名	工業用水道事業法の施行に関する事務 ・ 自家用工業用水道布設の届出、届出事項の変更の届出、給水廃止の届出及び給水に関する報告					
事務・権限の概要	<p>○目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 工業用水道事業の運営を適正かつ合理的ならしめることによって、工業用水の豊富低廉な供給を図り、工業の健全な発達に寄与すること。 <p>○根拠規定</p> <ul style="list-style-type: none"> 工業用水道事業法 <p>○経済産業局の具体的な業務内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 自家用工業用水道布設の届出・変更の届出・給水廃止の届出（法第21条第1項及び第2項） 自家用工業用水道に関する報告（法第23条第2項） <p>※自家用工業用水道に関する届出・報告の受理については、「工業用水道事業法に基づく事務の取扱について（平成2年12月10日通商産業大臣通達、2立第2141号）」をもって、経済産業局長に事務委任がなされているところ。</p>					
予算の状況 （単位：百万円）	—					
関係職員数	56 人の内数（平成 25 年度末現在） （北海道局 3 人の内数、東北局 10 人の内数、関東局 5 人の内数、中部局 6 人の内数、近畿局 10 人の内数、中国局 8 人の内数、四国局 8 人の内数、九州局 6 人の内数）					
事務量（アウト プット）	（全国）					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	許可・届出等件数	719	715	715	673	737
	（北海道局）					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	許可・届出等件数			54	47	49
	（東北局）					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	許可・届出等件数			42	40	41
	（関東局）					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	許可・届出等件数			186	177	181
	（中部局）					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	許可・届出等件数			218	194	223
	（近畿局）					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	許可・届出等件数			90	92	92
	（中国局）					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
許可・届出等件数			46	47	50	
（四国局）						
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
許可・届出等件数			31	29	34	
（九州局）						
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
許可・届出等件数			48	47	67	
地方側の意見	—					

<p>その他各方面の意見</p>	<p>工業用水道事業者の声（経産省のヒアリング結果（平成21年度）） <自家用工業用水道の届出事務の移譲> 自家用工業用水道に関する情報は必要としていない。</p>
<p>平成21年工程表における見直しの内容</p>	<p>工業用水道事業法の施行に関する事務 自家用工業用水道布設の届出、届出事項の変更の届出、給水廃止の届出及び給水に関する報告に係るものについては、都道府県に移譲する。</p>
<p>平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報</p>	<p>—</p>
<p>その他既往の政府方針等</p>	<p>—</p>
<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div data-bbox="194 913 363 1048" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p style="text-align: center;">C</p> </div> <p>（参考） 平成22年の検討結果 C-c</p>	<p>（区分の理由等） 工業用水道事業者には、都道府県、市町村、企業団、民間事業者が存在する（平成25年4月1日現在、都道府県40、政令指定都市9、市町村92、企業団9、民間事業者2、計152）。 工業用水道事業法の施行等に関する事務を都道府県に移譲した場合、同様の事業を行う市町村や民間事業者が存在する中、都道府県だけに権限を与えることは工業用水道事業者間のイコールフットィングの観点から、著しい支障が生じる。</p>
<p>備考</p>	<p>—</p>

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：経済産業局	No. 34
事務・権限移譲等検討シート（個票）			
事務・権限名	各種リサイクル法の施行等リサイクルの推進 ・容器包装リサイクル法		
事務・権限の概要	<p>○目的： 容器包装リサイクル法では、廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等のため、事業者に対して、容器包装廃棄物の排出抑制やリサイクル等の義務を課している。</p> <p>○根拠法令： 容器包装リサイクル法に基づく</p> <ul style="list-style-type: none"> ・容器多量利用事業者からの定期報告の受理（法第7条の6） ・特定事業者に対する報告徴収（法第39条） ・特定事業者に対する立入検査（法第40条） <p>○経済産業局の具体的な業務内容： 経済産業局において、事業者からの報告内容の確認等を行うとともに、必要に応じて、事業内容、リサイクルの状況等に関して、報告徴収及び立入検査を実施することとしている。</p>		
予算の状況 （単位：百万円）	-		
関係職員数	72人の内数（平成25年度末現在） （北海道局9人の内数、東北局8人の内数、関東局13人の内数、中部局9人の内数、近畿局11人の内数、中国局8人の内数、四国局6人の内数、九州局8人の内数）		
事務量（アウト プット）	<p>（全国）</p> <p>22年度（定期報告263件、報告徴収0件、立入検査0件）</p> <p>23年度（定期報告275件、報告徴収6件、立入検査0件）</p> <p>24年度（定期報告228件、報告徴収0件、立入検査0件）</p>		
地方側の意見	-		
その他各方面の 意見	-		
平成21年工程表 における見直し の内容	各種リサイクル法の施行等リサイクルの推進 一の都道府県内等にはのみ事務所等がある小売業者に対する家電リサイクル法上の報告徴収、立入検査の権限を、都道府県等に付与する。		
平成21年工程表決定 又は平成22年見直し 以後の見直しの取組 状況、関連する制度 改正等（近い将来に 実施することが決ま っているものを含 む。）当該事務・権限 の現状を的確に理解 できるような情報	-		

<p>その他既往の政府方針等</p>	<p>-</p>
<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>A-a 事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査について、都道府県への権限付与（並行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施する。</p> <p>C ※上記以外のもの</p> </div> <p>（参考） 平成22年の検討結果 A-a（一部） C-c（その他）</p>	<p>（区分の理由等）</p> <p>対象となる特定事業者のうち、全国規模で活動するものが相当数存在し、こうした事業者の全国における取組の把握が担保されないため、処分等の遅滞や一部地域のみでの検査等の結果に基づく処分等を余儀なくされ、我が国の資源の有効な利用といった法益の確保に著しい支障を生じることから、引き続き国による実施が必要である。</p> <p>また、事業所も相当数あるため、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。</p> <p>ただし、近接性の観点から、事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査については、国による指示、基準の設定等を認め、都道府県において的確な業務実施体制が整備されることを前提として、都道府県に付与することを検討。</p>
<p>備考</p>	<p>共管省庁（環境省、農林水産省、財務省、厚生労働省）も同様に都道府県に権限付与する必要がある。関係省庁と調整が必要。</p>

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：経済産業局	No. 35																																																																																																																										
事務・権限移譲等検討シート（個票）																																																																																																																													
事務・権限名	各種リサイクル法の施行等リサイクルの推進 ・家電リサイクル法に基づく報告徴収、立入検査																																																																																																																												
事務・権限の概要	<p>○目的：小売業者及び製造業者等の行う特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬及び再商品化等の適正性の確保</p> <p>○根拠法令：特定家庭用機器再商品化法</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容：小売業者又は製造業者等からの報告徴収を（特定家庭用機器再商品化法（以下「法」）第52条）、小売業者又は製造業者等の事務所等への立入検査（法第53条）を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告徴収 特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬、再商品化等の実施状況に関する報告徴収、内容確認 ・立入検査 立入検査の計画策定、検査先の選定、検査・指導・フォローアップ、本省への報告・相談 <p>※法第56条及び同施行令7条により、経済産業局長に委任（但し、主務大臣が自ら行うことも妨げていない）</p>																																																																																																																												
予算の状況 （単位：百万円）	資源循環推進費／中小企業等の資源循環推進に必要な経費／中小企業等産業公害防止対策調査費／特定家庭用機器等再商品化関係事業 9百万円の内数（平成25年度予算計上額） （北海道局1.0百万円、東北局0.9百万円、関東局1.0百万円、中部局0.6百万円、近畿局1.2百万円、中国局1.3百万円、四国局0.6百万円、九州局0.6百万円、沖縄事務局0.4百万円）																																																																																																																												
関係職員数	72人の内数（平成25年度末現在） （北海道局9人の内数、東北局8人の内数、関東局13人の内数、中部経産局9人の内数、近畿経産局11人の内数、中国経産局8人の内数、四国経産局6人の内数、九州経産局8人の内数）																																																																																																																												
事務量（アウトプット）	<p>（報告徴収件数）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全 国</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>北海道経産局</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>東北経産局</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>関東経産局</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>中部経産局</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>近畿経産局</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>中国経産局</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>四国経産局</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>九州経産局</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>（立入検査件数）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全 国</td> <td>455</td> <td>503</td> <td>491</td> <td>471</td> <td>446</td> </tr> <tr> <td>北海道経産局</td> <td>25</td> <td>31</td> <td>31</td> <td>31</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>東北経産局</td> <td>58</td> <td>67</td> <td>68</td> <td>53</td> <td>68</td> </tr> <tr> <td>関東経産局</td> <td>124</td> <td>129</td> <td>122</td> <td>123</td> <td>77</td> </tr> <tr> <td>中部経産局</td> <td>53</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>59</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>近畿経産局</td> <td>85</td> <td>93</td> <td>97</td> <td>103</td> <td>99</td> </tr> <tr> <td>中国経産局</td> <td>39</td> <td>40</td> <td>48</td> <td>39</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>四国経産局</td> <td>30</td> <td>31</td> <td>31</td> <td>31</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>九州経産局</td> <td>41</td> <td>52</td> <td>34</td> <td>32</td> <td>32</td> </tr> </tbody> </table>						20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	全 国	0	0	0	0	0	北海道経産局	0	0	0	0	0	東北経産局	0	0	0	0	0	関東経産局	0	0	0	0	0	中部経産局	0	0	0	0	0	近畿経産局	0	0	0	0	0	中国経産局	0	0	0	0	0	四国経産局	0	0	0	0	0	九州経産局	0	0	0	0	0		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	全 国	455	503	491	471	446	北海道経産局	25	31	31	31	32	東北経産局	58	67	68	53	68	関東経産局	124	129	122	123	77	中部経産局	53	60	60	59	65	近畿経産局	85	93	97	103	99	中国経産局	39	40	48	39	43	四国経産局	30	31	31	31	30	九州経産局	41	52	34	32	32
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																																																																																																								
全 国	0	0	0	0	0																																																																																																																								
北海道経産局	0	0	0	0	0																																																																																																																								
東北経産局	0	0	0	0	0																																																																																																																								
関東経産局	0	0	0	0	0																																																																																																																								
中部経産局	0	0	0	0	0																																																																																																																								
近畿経産局	0	0	0	0	0																																																																																																																								
中国経産局	0	0	0	0	0																																																																																																																								
四国経産局	0	0	0	0	0																																																																																																																								
九州経産局	0	0	0	0	0																																																																																																																								
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																																																																																																								
全 国	455	503	491	471	446																																																																																																																								
北海道経産局	25	31	31	31	32																																																																																																																								
東北経産局	58	67	68	53	68																																																																																																																								
関東経産局	124	129	122	123	77																																																																																																																								
中部経産局	53	60	60	59	65																																																																																																																								
近畿経産局	85	93	97	103	99																																																																																																																								
中国経産局	39	40	48	39	43																																																																																																																								
四国経産局	30	31	31	31	30																																																																																																																								
九州経産局	41	52	34	32	32																																																																																																																								
地方側の意見	－																																																																																																																												
その他各方面の意見	－																																																																																																																												
平成21年工程表における見直しの内容	各種リサイクル法の施行等リサイクルの推進 一の都道府県内等にのみ事務所等がある小売業者に対する家電リサイクル法上の																																																																																																																												

	報告徴収、立入検査の権限を、都道府県等に付与する。
平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	—
その他既往の政府方針等	
検討結果（事務・権限の区分） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> A-a 報告徴収・立入検査について、事務所、事業所等の所在地を管轄する権限付与（並行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施する。 C ※上記以外のもの </div> （参考） 平成22年検討結果 A-a 報告徴収・立入検査について、事務所、事業所等の所在地を管轄する権限付与（並行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施する。 C-c ※上記以外のもの	（区分の理由等） 都道府県域を超えて活動する小売業者及び製造業者等の全国の店舗・事務所等における取扱いの把握が担保されないため、処分等の遅滞や一部地域のみでの検査等の結果に基づく処分等を余儀なくされ、国民の財産の回復（支払ったリサイクル料金の返還等）や法益の確保に著しい支障を生じることから、引き続き国による実施が必要である。また、事業所も相当数あるため、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。 ただし、近接性の観点から、事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査については、国による指示、基準の設定等を認め、都道府県において的確な業務実施体制が整備されることを前提として、都道府県に付与することを検討。
備考	環境省と共管であり、調整が必要。

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：経済産業局	No. 36
事務・権限移譲等検討シート（個票）			
事務・権限名	各種リサイクル法の施行等リサイクルの推進 ・食品リサイクル法に基づく報告徴収、立入検査		
事務・権限の概要	<p>○目的： 食品リサイクル法では、食品廃棄物等の発生の抑制及び減量並びに食品循環資源の再生利用を促進するため、事業者に対し、食品廃棄物等の発生抑制や再生利用等についての責務や目標を定めている。</p> <p>○根拠法令： 食品リサイクル法に基づく</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品廃棄物多量発生事業者の定期報告の受付（法第9条第1項） ・登録再生利用事業者の登録・変更申請の受付、都道府県知事への通知（法第11条第1項、第2項、第5項及び第6項） ・登録再生利用事業者の料金の届出受理、変更の指示（法第15条第1項及び第2項） ・登録再生利用事業者の登録の取消し（法第17条第1項及び第2項） ・食品関連事業者、登録再生利用事業者及び認定事業者に対する報告徴収及び立入検査（法第24条第1項、第2項及び第3項） <p>○経済産業局の具体的な業務内容： 経済産業局において、事業者からの報告・申請内容の確認等を行うとともに、必要に応じて、食品廃棄物等の発生量、リサイクルの状況等に関して、報告徴収及び立入検査を実施することとしている。</p>		
予算の状況 （単位：百万円）	-		
関係職員数	72人の内数（平成25年度末現在） （北海道局9人の内数、東北局8人の内数、関東局13人の内数、中部局9人の内数、近畿局11人の内数、中国局8人の内数、四国局6人の内数、九州局8人の内数）		
事務量（アウト プット）	<p>（全国）</p> <p>21年度（定期報告95件、登録受付5件、その他の事務は実績なし）</p> <p>22年度（定期報告126件、登録受付5件、料金届出1件、その他の事務は実績なし）</p> <p>23年度（定期報告123件、登録受付6件、その他の事務は実績なし）</p>		
地方側の意見	-		
その他各方面の 意見	-		
平成21年工程表 における見直し の内容	各種リサイクル法の施行等リサイクルの推進 一の都道府県内等にのみ事務所等がある小売業者に対する家電リサイクル法上の報告徴収、立入検査の権限を、都道府県等に付与する。		
平成21年工程表決定 又は平成22年見直し 以後の見直しの取組 状況、関連する制度 改正等（近い将来に 実施することが決ま っているものを含	-		

む。)当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	
その他既往の政府方針等	-
<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>A-a 事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査について、都道府県への権限付与（並行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施する。</p> <p>C ※上記以外のもの</p> </div> <p>（参考） 平成22年の検討結果 A-a（一部） C-c（その他）</p>	<p>（区分の理由等）</p> <p>対象となる事業者のうち、全国規模で活動するものが相当数存在し、こうした事業者の全国における取組の把握が担保されないため、処分等の遅滞や一部地域のみでの検査等の結果に基づく処分等を余儀なくされ、我が国の資源の有効な利用といった法益の確保に著しい支障を生じることから、引き続き国による実施が必要である。また、事業所も相当数あるため、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。</p> <p>ただし、近接性の観点から、事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査については、国による指示、基準の設定等を認め、都道府県において的確な業務実施体制が整備されることを前提として、都道府県に付与（並行権限）することを検討。（主管省庁である、農林水産省との調整が必要。）</p>
備考	<p>共管省庁（国土交通省、農林水産省、財務省、厚生労働省、環境省）も同様に都道府県に権限付与する必要がある。関係省庁と調整が必要。</p> <p>また、税関連解釈等に関しての国との連携及び関係省庁との制度のあり方についての調整が前提。</p>

事務・権限移譲等検討シート

	出先機関名：経済産業局	No. 37
事務・権限移譲等検討シート（個票）		
事務・権限名	各種リサイクル法の施行等リサイクルの推進 ・資源有効利用促進法に基づく報告徴収、立入検査	
事務・権限の概要	<p>○目的： 資源有効利用促進法では、分別回収を促進するため、容器包装等の製造事業者等に対して、全国統一的な表示の標準を示して、その遵守を求めている。</p> <p>○根拠法令： 資源有効利用促進法に基づく指定表示事業者に対する報告徴収及び立入検査（法第37条第2項）</p> <p>○経済産業局の具体的な業務概要 経済産業局において、表示制度に関する相談・問い合わせ対応等を行うとともに、必要に応じて、事業内容等に関して報告徴収、立入検査を実施することとしている。</p>	
予算の状況 （単位：百万円）	-	
関係職員数	72人の内数（平成25年度末現在） （北海道局9人の内数、東北局8人の内数、関東局13人の内数、中部局9人の内数、近畿局11人の内数、中国局8人の内数、四国局6人の内数、九州局8人の内数）	
事務量（アウトプット）	22年度（報告徴収0件、立入検査0件） 23年度（報告徴収0件、立入検査0件） 24年度（報告徴収0件、立入検査0件）	
地方側の意見	-	
その他各方面の意見	-	
平成21年工程表における見直しの内容	各種リサイクル法の施行等リサイクルの推進 一の都道府県内等にのみ事務所等がある小売業者に対する家電リサイクル法上の報告徴収、立入検査の権限を、都道府県等に付与する。	
平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	-	
その他既往の政府方針等	-	

<p>検討結果（事務・権限の区分）</p>	<p>（区分の理由等）</p>
<p>A-a 事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査について、都道府県への権限付与（並行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施する。</p> <p>C ※上記以外のもの</p>	<p>対象となる指定表示事業者のうち、全国規模で活動するものが相当数存在し、こうした事業者の全国における取組の把握が担保されないため、処分等の遅滞や一部地域のみでの検査等の結果に基づく処分等を余儀なくされ、全国統一的な識別表示及び分別回収の促進による資源の有効利用、廃棄物の発生抑制といった法益の確保に著しい支障を生じることから、引き続き国による実施が必要である。また、事業所も相当数あるため、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。</p> <p>ただし、近接性の観点から、事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査については、国による指示、基準の設定等を認め、都道府県において的確な業務実施体制が整備されることを前提として、都道府県に付与（並行権限）することを検討。</p>
<p>（参考） 平成22年の検討結果 A-a（一部） C-c（その他）</p>	
<p>備考</p>	<p>共管省庁（国土交通省、農林水産省、財務省、厚生労働省、環境省）も同様に都道府県に権限付与する必要がある。関係省庁と調整が必要。</p>

事務・権限移譲等検討シート

出先機関名：経済産業局		No. 38
事務・権限移譲等検討シート（個票）		
事務・権限名	各種リサイクル法の施行等リサイクルの推進 ・自動車リサイクル法に基づく報告徴収、立入検査	
事務・権限の概要	○目的：大臣が必要に応じて指導、助言、勧告、命令等の措置を講ずることで、製造業者及び輸入業者（メーカー等）による適正かつ確実なリサイクルを担保している。 ○根拠法：自動車リサイクル法 ○経済産業局の具体的な業務内容： メーカー等の委託を受けて処理を行う事業者等に対する報告の徴収及び立入検査の措置を行っている。	
予算の状況 （単位：百万円）	－	
関係職員数	72人の内数（平成25年度末現在） （北海道局9人の内数、東北局8人の内数、関東局13人の内数、中部局9人の内数、近畿局11人の内数、中国局8人の内数、四国局6人の内数、九州局8人の内数）	
事務量（アウトプット）	（累計実績） 平成24年度 報告徴収 0 件、立入検査 280 件 平成23年度 報告徴収 0 件、立入検査 329 件 平成22年度 報告徴収 0 件、立入検査 325 件	
地方側の意見	－	
その他各方面の意見	－	
平成21年工程表における見直しの内容	各種リサイクル法の施行等リサイクルの推進 一の都道府県内等へののみ事務所等のある小売業者に対する家電リサイクル法上の報告徴収、立入検査の権限を、都道府県等に付与する。	
平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	－	
その他既往の政府方針等	－	
検討結果（事務・権限の区分） <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 10px 0;">C</div> （参考）	（区分の理由等） 都道府県域を超えて全国的な事業展開を行っている自動車製造業者及び自動車輸入業者（以下「メーカー等」）に対する許認可、監督業務についてはその影響が広範囲にわたることから国（本省）が責任を持って行っている。 局は、メーカー等から委託を受けて再資源化を行う事業者の監督業務を行ってい	

<p>平成22年の検討結果 C-c</p>	<p>るが、当該事業者がメーカー等との委託契約に基づいて実施していることから委託契約関係を確認する必要があり、メーカー等に対する指導、勧告等の法的措置と一体となって実施することが不可欠。仮に、広域的实施体制が整備されたとしても、メーカー等は全国規模で活動をしていることから、ブロックを超えた全国規模の調整は困難であり、業務の執行に著しい支障を生じる。</p> <p>また、当該委託事業者の事業所は全国2,000箇所以上あるため、事業執行における機動性の確保等の観点から、引き続き現場に近い経済産業局で実施することが適当。</p>
<p>備考</p>	<p>環境省と共管のため調整が必要</p>

事務・権限移譲等検討シート

出先機関名：経済産業局		No. 39
事務・権限移譲等検討シート（個票）		
事務・権限名	エネルギーの使用合理化に関する事務 ・省エネ法に基づく指導助言、報告の徴収 等	
事務・権限の概要	<p>○目的：内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保に資するため、工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する所要の措置等を講じ、もって国民経済の健全な発展に寄与すること</p> <p>○根拠法令：エネルギーの使用の合理化に関する法律</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容</p> <p>1. 特定事業者等の指定に関する事項 （1）エネルギー使用状況届出書の受理 （2）特定事業者等の指定</p> <p>2. 特定事業者等からの報告に関する事項 （1）エネルギー管理統括者・企画推進者及び管理者（員）選任届出書の受理 （2）定期報告書の受理 （3）中長期計画書の受理</p> <p>3. 特定事業者等への措置に関する事項 指導・助言、報告徴収・立入検査等</p>	
予算の状況 （単位：百万円）	—	
関係職員数	100人の内数（平成25年度末現在） 北海道局11人の内数、東北局10人の内数、関東局15人の内数、中部局16人の内数、近畿局13人の内数、中国局10人の内数、四国局9人の内数、九州局16人の内数	
事務量（アウトプット）	<p>※都道府県への移譲を検討しているのは特定事業者等への指導・助言、報告徴収・立入検査。</p> <p>※国も引き続き実施することとしており、以下事務量はあくまでも参考。</p> <p>（全国）</p> <p>平成22年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定事業者の届出・指定 12,234 件 ・エネルギー管理指定工場の届出・指定 14,665 件 ・定期報告書等の提出 24,197 件 ・エネルギー管理統括者選任等の届出 9,286 件 ・エネルギー管理企画推進者等の届出 7,915 件 ・エネルギー管理者（員）選任等の届出 7,446 件 ・特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収・立入検査等 61 件 <p>平成23年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定事業者の届出・指定 603 件 ・エネルギー管理指定工場の届出・指定 1,104 件 ・定期報告書等の提出 25,177 件 ・エネルギー管理統括者選任等の届出 6,776 件 ・エネルギー管理企画推進者選任等の届出 6,773 件 ・エネルギー管理者（員）選任等の届出 6,260 件 ・特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収・立入検査等 112 件 <p>平成24年度</p>	

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定事業者の届出・指定 246 件 ・ エネルギー管理指定工場の届出・指定 766 件 ・ 定期報告書等の提出 25,073 件 ・ エネルギー管理統括者選任等の届出 3,185 件 ・ エネルギー管理企画推進者選任等の届出 2,618 件 ・ エネルギー管理者（員）選任等の届出 3,493 件 ・ 特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収・立入検査等 63 件
地方側の意見	—
その他各方面の意見	—
平成 21 年工程表における見直しの内容	平成 22 年 4 月からの改正法施行後の状況を踏まえつつ、一の都道府県内で完結する事業者に関する事務・権限を、都道府県に付与することとし、その詳細を検討する。
平成 21 年工程表決定又は平成 22 年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	<p>平成 22 年見直しの後、エネルギー需給の早期安定化が不可欠な状況となったことに鑑み、需要サイドにおいて持続可能な省エネを進めていくため、省エネ法の改正に着手し、現在改正法案が国会審議中。</p> <p>当該改正法案では、事業者が電力需要ピーク時の系統電力の使用を低減する取組を行った場合に、これをプラスに評価できる体系にすることとしている（事業者のエネルギー使用効率の算出方法の見直し）。</p> <p>エネルギーの使用合理化に関する事務については、都道府県への移譲を検討している特定事業者等への措置（指導・助言、報告徴収・立入検査）の実施方法が上記法改正により変わりうる。（当該事務・権限の付与に当たっては、国による指示、基準の設定等を認め、国が作成した統一的指導方針に基づき、都道府県において、省エネ法の趣旨に即した的確な業務実施体制が整備されることが前提。）</p>
その他既往の政府方針等	—
<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>A-a</p> <p>（一の都道府県内で完結する事業者への措置（指導・助言、報告徴収・立入検査）に関する事務・権限を、都道府県に付与することとし、その詳細を検討する。</p> </div>	<p>（区分の理由等）</p> <p>エネルギーの使用合理化に関する事務については、以下に述べるとおり、情報の一元的管理及び当該情報に基づく全体的視点からの対応の必要性、また事業者の利便性の観点から、都道府県や広域の実施体制のみでは対応出来ず、国による執行が必要である。</p> <p>ただし、省エネ法に基づく特定事業者等への措置（指導・助言、報告徴収・立入検査）については、一の都道府県にのみ事業所等を設置する事業者が対象である場合に限り、近接性の観点から、都道府県が当該措置を実施することとし、その詳細を検討する。</p> <p>【国・出先機関による執行が必要である理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本法の目的であるエネルギーの使用の合理化を総合的に推進するためには、本法に基づく定期報告書等により事業者のエネルギー使用に関する情報を一元的に管理し、「事業者全体の状況」と「個々の事業者の状況」の両者を踏まえて事業者の取組を評価し指導、立入検査等を実施する必要があるが、都道府県や広域の実施体制では、かかる情報の一元的管理に著しい支障が生じ、全体的視点からの対応が困難である。特に自発的な広域の実施体制を構築し本法に基づく事務を実施することについては、あるブロックでは広域の実施体制が整備されているが、他のブロックでは整備されていないといった事態が想定され、本法の執行に著しい支障が生じるのみならず、ブロックを超えた対応が必要な場合に支障が生じる。 ・ また、直近（平成 20 年）の法改正により規制対象を従来の「事業所単位」から

<p>ただし、国・出先機関においても引き続き事務・権限を実施する。）</p> <p>C</p> <p>※ 上記以外のもの</p> <p>参考 平成 22 年の検討結果 A－a（一部） C－c（その他）</p>	<p>「事業者単位」に変更したところであるが、これは事業者における省エネルギー対策の強化を図る観点から我が国事業者のエネルギー使用状況をより幅広く把握するとともに、事業者が複数の所在地に設置している全ての工場等について全体としての効率的かつ効果的な省エネルギー対策の実施を義務づけるための措置であり、都道府県、広域的实施体制単位で本法を執行することはかかる法改正の主旨と相反する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他方、事業者にとっては、都道府県、広域的实施体制による実施とした場合、県・ブロック外への事業所の新設等により、本法に基づく各種の届出・報告書等の提出先が変わることとなり、事業者側に著しい混乱、負担を生じさせる。 ・以上のとおり、情報の一元的管理及び当該情報に基づく全体的視点からの対応の必要性、また事業者の利便性の観点から、都道府県や広域的实施体制のみでは対応出来ず、国による執行が必要である。 ・なお、事業者は全国に展開することから、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当である。
<p>備考</p>	<p>(移譲に当たっての条件等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者は都道府県域を越えて事業展開を行っている場合が少なくないことから、エネルギー使用に関する情報を一元的に管理し、「事業者全体の状況」と「個々の事業者の状況」の両者を踏まえて事業者の取組を評価し立入検査等を実施する必要性に鑑み、当該事務は引き続き経済産業局も実施する。(並行権限) ・その上で、事業所等が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査を都道府県に付与するに当たっては、国による指示、基準の設定等を認め、国が作成した統一的な指導方針に基づき、都道府県において、省エネ法の趣旨に即した的確な業務実施体制が整備される場合に限り、都道府県への並行権限の付与を検討していく。

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：経済産業局	No. 40			
事務・権限移譲等検討シート（個票）						
事務・権限名	品確法の施行に関する事務 等 ・揮発油（ガソリン）販売事業者の登録業務、報告、立入検査等					
事務・権限の概要	<p>○目的：国民生活との関連性が高い石油製品である揮発油、軽油及び灯油について適正な品質のものを安定的に供給するため、その販売等について必要な措置を講じ、もって消費者の利益を保護する。</p> <p>○根拠法：揮発油等の品質の確保等に関する法律</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容：揮発油（ガソリン）販売業者等の登録業務、報告徴収、立入検査 等</p>					
予算の状況 （単位：百万円）	-					
関係職員数	70人の内数（平成25年度末） （北海道局6人の内数、東北局13人の内数、関東局15人の内数、中部局6人の内数、近畿局9人の内数、中国局9人の内数、四国局4人の内数、九州局8人の内数）					
事務量（アウトプット）	揮発油販売業者からの登録、変更登録、廃止等の届出の受付業務件数、立入検査件数					
	（全国）					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	受付業務件数	31,127	20,020	27,315	16,784	24,274
	立入検査件数	698	588	547	324	232
	（北海道局）※以下同様					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	受付業務件数	1,943	1,403	1,727	941	1,657
	立入検査件数	74	32	40	23	16
	（東北局）					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	受付業務件数	2,717	2,006	2,279	1,907	1,975
	立入検査件数	56	11	44	17	15
	（関東局）					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	受付業務件数	10,410	6,327	9,255	4,662	7,703
	立入検査件数	154	218	178	80	77
	（中部局）					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	受付業務件数	3,659	1,436	3,216	1,883	3,080
	立入検査件数	153	69	75	54	23
	（近畿局）					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	受付業務件数	3,858	1,973	3,296	1,888	3,045
	立入検査件数	86	84	65	59	30
	（中国局）					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	受付業務件数	2,769	1,381	2,616	1,110	2,313
	立入検査件数	74	75	75	60	64
	（四国局）					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	受付業務件数	1,874	1,048	1,563	896	1,451
	立入検査件数	25	30	20	3	7
	（九州局）					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度

	受付業務件数	3,897	4,446	3,363	3,497	3,048
	立入検査件数	76	69	50	28	17
地方側の意見	—					
その他各方面の意見	—					
平成21年工程表における見直しの内容	—					
平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	—					
その他既往の政府方針等	—					
検討結果（事務・権限の区分）	<p>（区分の理由等）</p> <p>揮発油等に異物が混入した場合、被害が都道府県を越えて全国的に広がることから、全国の販売所等に対する統一的な緊急措置としての指示等が必要となるが、都道府県のみが行う場合、全国的に緊急的な指示等の実施に著しい支障が生じる。また、原因の究明においても、同様に輸入された港から事業所までの広範囲に渡る調査を早急に行う必要があることから、揮発油の品質確保に係る業務は引き続き国が行わなければ、迅速な対応に著しい支障が生じる。</p> <p>ただし、例えば、経済産業局と都道府県との間で報告等を行う仕組みとするなど、並行権限とすることにより事業者の追加的負担が生じることのないよう制度的に担保することを前提に、給油所等事業所が一の都道府県にある揮発油販売業者、軽油販売業者及び灯油販売業者の報告徴収・立入検査権限（指示等の処分は除く）については、当該給油所等事業所が所在する都道府県に付与することを検討する。</p>					
備考	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>A-a （給油所等事業所が一の都道府県内にある揮発油販売業者、軽油販売業者及び灯油販売業者の報告徴収、立入検査の権限について、事業者への追加的負担が生じないよう担保しつつ、事務所、事業所等の所在地を管轄する都道府県に付与（並行権限）することを検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施する。）</p> <p>C ※上記以外のもの</p> </div> <p>（参考） 平成22年の検討結果 A-a（一部） C-c（その他）</p> <p>給油所等事業所が一の都道府県内にある揮発油販売業者、軽油販売業者及び灯油販売業者の報告徴収、立入検査の権限について、事業者への追加的負担が生じないよう担保しつつ、事務所、事業所等の所在地を管轄する都道府県に付与（並行権限）することを検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施する。</p>					

事務・権限移譲等検討シート

出先機関名：経済産業局		No. 41
事務・権限移譲等検討シート（個票）		
事務・権限名	各種リサイクル法の施行等リサイクルの推進 ・小型家電リサイクル法に基づく報告徴収及び立入検査	
事務・権限の概要	<p>○目的： 小型家電リサイクル法では、使用済小型家電の再資源化を促進するため、国が認定した事業者等に対して、再資源化に係る責務や目標を定めている。</p> <p>○根拠法令： 小型家電リサイクル法に基づく</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定事業者等に対する報告徴収（法第16条） ・認定事業者等に対する立入検査（法第17条） <p>○経済産業局の具体的な業務内容： 経済産業局において、必要に応じて、事業内容、リサイクルの状況等に関して事業内容等に関して報告徴収、立入検査を実施することとしている。</p>	
予算の状況 （単位：百万円）	-	
関係職員数	72人の内数（平成25年度末現在） （北海道局9人の内数、東北局8人の内数、関東局13人の内数、中部局9人の内数、近畿局11人の内数、中国局8人の内数、四国局6人の内数、九州局8人の内数）	
事務量（アウトプット）	-	
地方側の意見	-	
その他各方面の意見	-	
平成21年工程表における見直しの内容	-	
平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	平成25年4月、小型家電リサイクル法が施行。	

<p>その他既往の政府方針等</p>	<p>-</p>
<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>A-a 事業所が一 の都道府県 にある場合 の報告徴 収・立入検 査について、都道府 県への権 限付与（並 行権限）を 検討。ただ し、出先機 関において も引き続き 事務・権限 を実施す る。</p> <p>C ※上記以外 のもの</p> </div>	<p>（区分の理由等）</p> <p>対象となる認定事業者は、基本的には複数都道府県で活動するため、こうした事業者の広域の取組の把握が担保されず、処分等の遅滞や一部地域のみでの検査等の結果に基づく処分等を余儀なくされ、我が国の資源の有効な利用といった法益の確保に著しい支障を生じることから、引き続き国による実施が必要である。また、事業所も相当数あるため、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。</p> <p>ただし、近接性の観点から、認定事業者の業務の範囲が一道県にとどまる場合の報告徴収・立入検査については、国による指示、基準の設定等を認め、都道府県において的確な業務実施体制が整備されることを前提として、都道府県に付与（並行権限）することを検討。</p>
<p>備考</p>	<p>共管省庁（環境省）も同様に都道府県に権限付与する必要がある。関係省庁と調整が必要。</p>

事務・権限移譲等検討シート

事務・権限移譲等検討シート（個票）	
出先機関名：経済産業局	No. 42
事務・権限名	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づく技術基準適合命令、指導・助言並びに特定特殊自動車の使用者に対する報告徴収・立入検査
事務・権限の概要	<p>特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（以下「法」という。）において、主務大臣は特定特殊自動車の使用者に対し、法第18条に基づく技術適合命令、同法第28条に基づく特定特殊自動車排出ガスの排出の抑制を図ることについての指導及び助言、同法29条に基づく特定特殊自動車の使用状況その他の必要事項に関する報告、特定特殊自動車の所在すると認められる場所への立入、特定特殊自動車等の検査等ができることとなっている。</p> <p>なお、法33条及び同法施行規則第36条第1項の規定により、上記の事務については経済産業局長に委任されている。</p>
予算の状況 （単位：百万円）	—
関係職員数	68 人の内数(平成 25 年度末) （北海道局 9 人の内数、東北局 8 人の内数、関東局 13 人の内数、中部局 9 人の内数、近畿局 11 人の内数、中国局 8 人の内数、四国局 6 人の内数、九州局 4 人の内数）
事務量（アウト プット）	実績なし
地方側の意見	—
その他各方面の 意見	—
平成 21 年工程表 における見直し の内容	—
平成 21 年工程表決定 又は平成 22 年見直し 以後の見直しの取組 状況、関連する制度 改正等（近い将来に 実施することが決ま っているものを含 む。）当該事務・権限 の現状を的確に理解 できるような情報	—
その他既往の政 府方針等	—
検討結果（事 務・権限の区分） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">A - a</div> （参考） 平成 22 年の検討 結果 —	（区分の理由等） 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づく使用者への技術基準適合命令、指導・助言並びに特定特殊自動車の使用者に対する報告徴収・立入検査については、地方経済産業局の事務から外し、地方公共団体に移管する。 本省の事務である製造業者等への規制（法第13条の改善命令等）のために、使用者に対する報告徴収及び立入検査が必要な場合には、本省において行うものとする。 管内の一部の行政区域のみに移管した場合、残る区域の対応のため引き続き経済産業局においても体制が必要となるため、全国一律・一斉の事業移管が必要。
備考	—